

令和7年度京都府奨学のための給付金のお知らせ
(通常申請・新入生一部早期給付2回目)

高等学校専攻科に在住する生徒の生計維持者に対し、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、給付金を支給します。(返還は不要)

【1】奨学のための給付金を申請・受給できる方

令和7年7月1日現在、次の①～⑥を、全て満たす方

- ① 生計維持者(父母)の令和7年度の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合算が105,500円未満(多子世帯の場合は264,500円未満)である。
- ② 生計維持者(父母)が、京都府内に在住。
※父母のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が京都府内にある世帯で、他の都道府県に対し同様の給付金を申請しない場合に限り、申請できます。(海外在住は対象外)
- ③ 生徒が、専攻科修学支援金対象校である高等学校専攻科に在学しており、休学中でない。
- ④ 生徒が、高等学校専攻科を卒業又は修了していない。
- ⑤ 生徒が、以下の資金の給付を受けていない。(母子生活支援施設の生徒を除く。)
※「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」のうち、特別育成費
- ⑥ 生徒が、高等学校専攻科に在学してから通算2回以上、本給付金の給付を受けていない。
※高等学校専攻科の定める修業年限が1年の場合は、通算1回まで受給可能。

【2】給付金額

区分	道府県民税所得割+市町村民税所得割 の値	受付終了	今回案内分	
		①一部早期給付額 (申請1回目) (年額の1/4)	②一部早期給付の 残額 (年額の3/4)	③給付額(年額)
A	0円(非課税) ※1円～99円の場合はご相談ください。	13,025円	39,075円	52,100円
B	100円以上105,500円未満			10,420円
C	105,500円以上264,500円未満(多子世帯のみ)			

多子世帯とは、生徒を扶養する生計維持者が、3人以上の子を扶養する世帯をいいます。

※新入生一部早期給付を受給した方は、②の金額が支給されます。

新入生一部早期給付を受給していない方は、③の金額が支給されます。

【3】申請書提出先・提出期限

- ・京都府内の学校：各学校に提出してください。(提出期限は学校へお問い合わせください。)
- ・京都府外の学校：裏面の宛先に直接郵送してください。(提出期限：**令和7年10月31日**)

【4】申請書の記入について

○記入上の注意

- ・ 基準日（令和7年7月1日）現在の状況により記入してください。
- ・ 修正テープ、修正液は使用しないでください。訂正する場合は、二重線で削除して、空欄に訂正後の内容を記載してください。
- ・ 消せるボールペンで記入の場合、再提出をお願いすることがあります。
- ・ 申請書の書き方については、記入例を確認してください。

【5】申請に必要な書類

- ・ 申請書（別記第1号様式）
- ・ 給付金振込先口座の通帳の写し等
（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人がわかる部分）
- ・ 個人対象要件証明書（在学している学校から証明を受けてください。）
- ・ 令和7年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかる書類（課税証明書等）
- ・ 扶養親族申告書（【2】のCに該当する世帯のみ）

【6】留意事項

- 申請事項（住所、口座名義等）に変更が生じた場合は、お問い合わせください。
- 補正書類を文教課に再提出する場合には、必ず封筒に「奨学のための給付金（補正）」と朱書きし、封筒に送り主の住所・氏名も記載の上、以下の住所に郵送してください。

■宛先 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府文化生活部文教課奨学のための給付金担当

【7】その他

着用を義務付けられている制服が、災害等（罹災証明書等の公的書類で罹災の事実が確認できる自然災害等）により喪失又は毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合には、当該災害等につき1回に限り、81,000円を【2】の金額に加算することができます。詳しい手続の方法については、学校又は京都府文化生活部文教課にお問い合わせください。

今回お申込みの「京都府奨学のための給付金」のお問い合わせ先（私立学校担当）

電話：075-414-4516

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（正午から午後1時までを除く）

※土曜・日曜・祝日を除く